

デジタルヘルスケア環境普及促進事業委託業務仕様一覧表

区分	細区分	仕様	
アプリの運用		概ねの機能を備えた状態で令和6年9月を目途に利用者向けにアプリケーションを提供出来ること。（ただし、市町の健康ポイントの取り扱いは除く）	
		AppleStore及びGooglePlayからアプリをダウンロードすることができ、ダウンロードにあたっては利用者に購入費用が発生しないこと。	
		アプリケーションの公開に必要な申請作業・費用等は受託者が当初契約における委託費の範囲で行うこと。	
		Android OS又はiOSで動作が可能であり、OS等のバージョンアップがあった際も利用に支障ないよう当初の委託費の範囲で対応できること。	
		アプリ登録者の利用状況を検証し、必要に応じてUI/UX改修や機能の追加に努めること。ただし、受託者による自発的なUI/UXの改修や追加開発にかかる費用は本委託料には含めず、受託者にて負担すること。	
		利用者にID等を付与するなど一意な値（ユニークID等）で管理できること。	
		アプリケーションを一度アンインストールした利用者が再インストールした際も、利用者が引き続き本事業対象者である場合かつ従前に作成したアカウントが有効である場合は、従前のデータを引き継ぎ利用可能であること。	
		利用登録に際しては、利用者自身の入力により以下の項目を設定できること。 〔氏名もしくはハンドルネーム、生年月日、性別〕	
		過年度に愛媛県が実施していた「スマートヘルスケア推進事業」（以下、「前事業」という。）における下記データを本事業へ移管できること。なお、データ移管にあたっては県と前事業における委託者との協議が整った場合とする。 〔前事業の利用者個人の歩数、体重、体温、血圧、血糖、睡眠時間（健康増進に関するデータ）、前事業の利用者個人の処方箋履歴、利用者の医療費〕	
		県若しくは県が取組みの連携先として認める者（現時点では市町や医療保険者を想定している。以下同様。）及びアプリ利用者が支障なくアプリを扱うための基本的なマニュアルを整備すること。	
		受託者において、アプリ利用者からの利用等に関する問い合わせの対応が可能な相談窓口（コールセンター等）を設置すること。	
		アプリ内に、使用方法や機能に関する問い合わせフォームを用意するとともに、「よくある質問・回答」を閲覧出来るようにすること。	
		アプリのアップデートを行う場合に、アップデート前のデータが正常に引き継がれること。	
	アプリの機能	健康管理	OSの標準的な機能（iOSにおいてはヘルスケアアプリ、Android OSにおいてはGoogleFitアプリとする。以下同様。）から得られる歩行数の情報について、取得可能な範囲において過去のデータを含めてアプリ内に反映できること。
			利用者が、利用者自身の入力により、以下のデータを登録し、アプリ内で表示できること。 〔歩数、体重、体温、血圧、血糖、睡眠時間〕
利用者が所持するOSの標準的な機能と連携可能な計測機器で記録した以下のデータを自動収集し、アプリ内で表示できること。〔歩数、体重、体温、血圧、血糖、睡眠時間〕			
アプリ利用者自身で健康診断結果の入力ができること。			
OSの標準的な機能について、事業期間内に提供元のサポートが終了することが確認できた際は、後継機能との連携を図るなど対応方針を提示し、県と協議すること。			
PHRの管理・分析		アプリ上で収集した利用者のパーソナルヘルスデータを日、週、月の単位でグラフ化し、利用者がアプリ上で確認できること。	
		県が事前に提供する国保データベース（KDB）から出力された特定健康診査受診情報をアプリに反映し、利用者による閲覧を可能とすること。	
		アプリの利用者がマイナンバーカードを利用しマイナポータルからの情報取得ができるよう、令和6年度内での対応が可能であること。	
		マイナポータルAPI連携後は、利用者の承諾を条件に特定健康診査受診情報や処方箋履歴、医療費情報などアプリ運用時点でマイナポータルから引用可能な健康情報を自動的に反映し、利用者によるアプリ内での閲覧を可能とすること。なお、引用情報の詳細な決定は事業者選定後に国のマイナポータル連携に関する制度の状況を勘案しながら、改めて調整する。	
		利用者の健診結果や健康習慣から将来の生活習慣病の発症リスクや改善効果の予測ができ、利用者によるアプリ内での閲覧を可能とすること。	
		アプリ上で収集した利用者のパーソナルヘルスデータ（健診結果含む）をもとに、アプリ内において健康づくりにつながる助言等を表示すること。	

デジタルヘルスケア環境普及促進事業委託業務仕様一覧表

区分	細区分	仕様
アプリの機能	健康づくりに関する情報発信	<p>受託者において健康情報に関する記事を作成し、継続してアプリ内で記事を配信すること。また、利用者個人の属性情報（年代・性別や健診情報等）から、利用者個人に応じて適切な記事配信ができること。なお、出典がある情報については、それを明示し、医療に関する内容は医師などの専門家による監修を受けること。</p> <p>県と受託者で協議のうえ決定したお知らせやイベント告知などの内容を、アプリ内のお知らせ機能（プッシュ通知等）もしくはメールで配信できるとともに、プッシュ通知の受診有無は利用者が任意に設定変更できること。</p> <p>県若しくは県が取組みの連携先として認める者が作成した健康に関する情報がアプリ内から発信ができること。</p> <p>自治体や健診機関が用意した健診予約のリンクURL又はリンクバナー掲載が可能であること。</p>
	健康ポイントの管理	<p>本事業で令和7年度内に開始することで予定している県内市町による健康ポイントの付与、管理、景品交換に関する基本的な機能の実装が可能であること。また、令和6年度内での実装を望む市町がある場合は対応可能であること。（ポイント付与やその条件設定、蓄積、利用及び履歴の確認等の基本機能は本委託事業の範囲で整備し、例えば健康ポイントを地域通貨に変換するなどの応用的な機能は市町の負担にて別途実施することを想定している。）</p> <p>県若しくは県が取組みの連携先として認める者が利用者へのポイント付与対象となる行動を設定できること。</p> <p>上記で指定されたポイント付与対象となる行動に関して、アプリ利用により記録される行動（一定数の歩行数達成等）である場合、自動でポイントの付与ができること。</p> <p>県若しくは県が取組みの連携先として認める者が指定したイベントの参加等、アプリ利用による記録では確認困難な利用者の行動に対し、二次元コードまたは位置情報等を用いて、参加確認ができた場合に限りポイント付与ができること。</p> <p>利用者が保有するポイントの数、獲得履歴、利用履歴をアプリ内で確認できること。また、ポイントに有効期限を持たせることが可能であること。</p> <p>アプリ内で獲得したポイントを使用して利用者がデジタルギフトの景品に応募又は交換が機能を実装できること。また、景品とその応募又は交換に必要なポイント数を利用者がアプリ内で確認できること。（ただし、市町が商品券等との現物交換を希望する場合等は除く）</p> <p>本事業では県が独自の健康ポイントを付与することは検討していないが、受託者が当初委託料の範囲かつ他の仕様条件に支障ない範囲で独自の健康ポイントを付与し、景品交換等を行うことについては差し支えない。なお、本仕様一覧のうちこの項目のみは対応必須ではない。</p>
	アプリ利用を喚起する機能	<p>毎日継続してアプリを開くことにメリットが生まれるよう、ゲーミフィケーション等を活用して、楽しくアプリの利用を継続できる仕組みや工夫を備えること。</p> <p>アプリケーションの利用促進や利用者の健康行動の促進につながるよう、県や市町が実施する健康施策との連携が図られる機能を備えること。 （県や市町の健康施策の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「愛顔の健康づくり応援店」 ・市町が設定しているおすすめウォーキングコース ・県や市町が開催する健康又はスポーツに関係する行事、イベント ・自治体デマンドバス・タクシー <p>※上記は一例であり、また、全ての施策との連携を求めるものではない。</p>
	セキュリティの確保及び障害への対応	<p>受託者は、必要に応じてアクセス制御、SSLによる暗号化、不正アクセスに対する防御及び監視等を行い、サイバー攻撃対策、情報流出対策、改ざん防止対策等のセキュリティ対策を講ずること。</p> <p>受託者は、技術的脆弱性に関する情報を定期的に収集し、最新のパッチを当てる等、脆弱性対策を講ずること。</p> <p>受託者は、本業務で取り扱う情報について、適切に保管・管理を行うこと。また、電子データについては定期的にバックアップを実施し、消失等することがないよう対策を講ずること。</p> <p>インシデント発生時にその原因分析ができるよう、利用者の活動等に係るログが管理されること。また、県が要望した際はログ情報を開示すること。</p> <p>アプリにはログイン機能を有し、不正アクセス防止のためのアクセス制限を行うこと。</p> <p>アプリや管理画面等で必要となるサーバー類の管理・運用は再委託ではなく受託者自身（ただし、100%の議決権を持つ完全子会社を含む）で行うこと。</p> <p>アプリが利用者の端末にウイルスとして誤検知されないための措置を図ること。</p> <p>原則24時間365日、利用者がアプリを利用可能な状態を確保すること。ただし、事前計画に基づいた停止時間やサービス提供に支障をきたさなかった時間は除く。</p> <p>定期点検等で計画的にシステムを停止する場合は、事前に県と受託者の間で協議または報告を行うこと。</p> <p>短期間かつ集中的に多数の利用者が入力を行った際も適正なアプリの動作を確保すること。</p>

デジタルヘルスケア環境普及促進事業委託業務仕様一覧表

区分	細区分	仕様
セキュリティの確保及び障害への対応		アプリの登録者数が想定を上回った場合においてもアプリ動作が十分耐えられるような構成を確保すること。
		アプリの定期的な稼働状況の確認と障害の予防措置の実施すること。
		システム異常を検知する監視体制を構築すること。
		障害発生時から24時間以内の県への状況報告及び可能な限り24時間以内での障害復旧が可能な体制をとること。
		システム障害の復旧後においては障害原因、措置内容及び恒久対策に関する報告書を提出すること。
		利用者のデータバックアップ取得及び障害が発生した際の確実なデータの復旧が可能な体制をとること。
企画・広報・自治体支援		県が実施する市町の健康保健担当者向けの研修会において、内容の企画立案、配布資料の作成、アプリ内容の説明等の支援を行うこと。
		事業効果を最大化させるためにアプリの登録者増加と利用促進に必要な広報業務を行うこと。また、県が保有する媒体や施設等で本事業のプロモーションを行う際には、より効果的となるよう、受託者は下記の支援を行うこと。 〔登録促進プロモーションの企画、チラシ・ポスター等のデザイン・素材データの作成〕
		県や市町等が住民を集める形式でアプリの周知や登録会等を行う場合は、可能な限り同席又は代替手段による支援を行うこと。
		利用者の健康づくりに関する行動の促進が図られるようアプリを活用したイベントを企画立案し、実施すること。
		受託者は、県若しくは県が取組みの連携先として認める者に対し、アプリ利用者数の増加につながる取組みの助言や提案など必要な支援を行うこと。
		県若しくは県が取組みの連携先として認める者からの問い合わせに対応する問い合わせフォームを用意すること。
		県と受託者の協議のもと作成するアンケートを利用者に配信できるようにするとともに、利用者がアプリ内からアンケートに回答できるようにすること。
		県と受託者は事業にかかる報告及び調整に関する打ち合わせを行う定例会を実施するとともに、報告にあたって受託者は以下について最新の状況を報告すること。なお、定例会は概ね毎月1回程度を想定しており、実施方法については対面やWEB会議など協議内容により必要と思われる方法をその都度選択して実施する。 〔登録者数及び前回定例会時点との比率、継続利用者率及び前回定例会時点との比率、年代別登録者数、年代別継続利用者率、市町別登録者数及び登録率〕
		アプリにより収集した利用者の健康管理や利用状況に関する情報を集計し可視化できる機能を有する集計・分析ツールを県若しくは県が取組みの連携先として認める者に提供するとともに、支障なくツールを利用できるようサポートを行うこと。
		上記について受託者側においても、必要に応じて収集・分析したデータをもとに健康づくりに関する取り組みに対する提案等を行うこと。
事業の実施体制		本県若しくは他の地方公共団体、医療保険者等の業務委託等による類似事業の実績を過去に有すること。
		社内において委託事業の執行における決裁権限を持つ者を統括責任者として運営体制内に配置すること。
		委託事業における県との調整窓口、事業の進捗管理、その他の業務を取りまとめる執行担当者を運営体制内に配置すること。
		効果的な事業展開を図るため、資格保持や実務経験等により保健、医療、デジタルヘルスケア等に知見を持つ者の協力を得られる体制を可能な限り確保すること。 〔知見を持つ者の例：医師、保健師、管理栄養士、健康経営エキスパートアドバイザー、情報処理推進機構（IPA）やPMP試験等で認定されたプロジェクトマネージャー、本事業と同等規模の類似事業の管理業務で5年以上の経験を有する者、国保データベース（KDB）を活用した保険事業等の経験を有する者 等〕
		通知による情報発信や健康予測そのほかアプリの利用促進に関する機能や取組み等のいづれかにおいて、医学や公衆衛生学に関するアカデミアや博士号保持者など知見を有する者の監修を受けた機能がアプリ内にあること。
		資格保持・実務経験等により情報セキュリティに知見を持つ者を運営体制内に加えること。 〔知見を持つ者の例：経済産業省が認定する情報処理安全確保支援士、同省が認定する情報セキュリティスペシャリスト試験、米国ISACA（情報システムコントロール協会）が認定するCISA試験、同協会が認定するCISM試験等で認定された資格者等〕 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証、または、プライバシーマークの付与認定を受けている事業者であることを証する書類を提出できること。